

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成24年7月19日(2012.7.19)

【公開番号】特開2012-95647(P2012-95647A)

【公開日】平成24年5月24日(2012.5.24)

【年通号数】公開・登録公報2012-020

【出願番号】特願2011-220971(P2011-220971)

【国際特許分類】

A 2 3 F 5/28 (2006.01)

【F I】

A 2 3 F 5/28

【手続補正書】

【提出日】平成24年6月4日(2012.6.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

次の成分(A)及び(B)；

(A)クロロゲン酸類：乾燥固体分中に100～300mg/g、及び

(B)5-ヒドロキシメチルフルフラール：乾燥固体分中に0.33mg/g以下を含有し、乾燥固体分が10～100質量%のコーヒー濃縮組成物。

【請求項2】

当該コーヒー濃縮組成物の乾燥固体分中の(A³)ジカフェオイルキナ酸類と(A)クロロゲン酸類との含有質量比[(A³)/(A)]が0.05～0.16である、請求項1記載のコーヒー濃縮組成物。

【請求項3】

当該コーヒー濃縮組成物をガスクロマトグラフ質量分析法(GC/MS法)で分析したときの(C)2-メチルピラジンと(D)3-メチルブタナーとのピーク面積比[(D)/(C)]が0.1以下である、請求項1又は2記載のコーヒー濃縮組成物。

【請求項4】

当該コーヒー濃縮組成物の乾燥固体分中の(A)クロロゲン酸類の含有量が102～250mg/gである、請求項1～3のいずれか1項に記載のコーヒー濃縮組成物。

【請求項5】

当該コーヒー濃縮組成物の乾燥固体分中の(B)5-ヒドロキシメチルフルフラールの含有量が0.001mg/g以上0.3mg/g以下である、請求項1～4のいずれか1項に記載のコーヒー濃縮組成物。

【請求項6】

当該コーヒー濃縮組成物の乾燥固体分中の(B)5-ヒドロキシメチルフルフラールの含有量が0.005mg/g以上0.27mg/g以下である、請求項1～4のいずれか1項に記載のコーヒー濃縮組成物。

【請求項7】

当該コーヒー濃縮組成物をガスクロマトグラフ質量分析法(GC/MS法)で分析したときの(C)2-メチルピラジンと(D)3-メチルブタナーとのピーク面積比[(D)/(C)]が0.0001以上0.1以下である、請求項1～6のいずれか1項に記載のコーヒー濃縮組成物。

【請求項 8】

当該コーヒー濃縮組成物をガスクロマトグラフ質量分析法（G C / M S 法）で分析したときの（C）2-メチルピラジンと（D）3-メチルブタナールとのピーク面積比 [(D) / (C)] が 0.0005 以上 0.080 以下である、請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載のコーヒー濃縮組成物。

【請求項 9】

L 値 14 ~ 20 の第 1 の焙煎コーヒー豆と、L 値 25 ~ 40 の第 2 の焙煎コーヒー豆とを含み、L 値の平均値が 21 ~ 28.5 となる焙煎コーヒー豆の混合物から得られる、請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載のコーヒー濃縮組成物。

【請求項 10】

形態が、液体、粉末、顆粒、又は錠剤である、請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 項に記載のコーヒー濃縮組成物。